

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会
「ふれあい・いきいきサロン」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）活動について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、市内に居住する高齢者や障がい者等の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱においてサロンとは、地域住民が主体的・自主的に取り組む活動で、次の各号に該当するものとする。

- (1) サロンの参加者は、地域に居住する高齢者、障がい者等とし、誰もが自由に気軽に参加できるものとする。
- (2) サロンの活動場所は、地域の公民館、集会所、社寺、民家などとし、参加者が徒歩で通える範囲で、気軽に立ち寄れる場所とする。
- (3) サロンの運営は、参加者のニーズに沿ったものとし、それぞれのサロンの参加者とボランティア相互の計画により行う。
- (4) サロンの活動は、特定の趣味活動に偏らないものとする。

(対象者の範囲)

第4条 この事業の対象者は、ひとり暮らし、虚弱のため家に閉じこもりがちな高齢者、障害者とその家族等、社会的孤立・不安を抱える人々と住民（ボランティアを含む）とする。

(活動内容)

第5条 この事業における活動内容は、参加者が主体的に運営していくことを基本として、相互に話し合い、参加者の興味関心に沿ったものとする。（茶話会、レクリエーション、介護教室、世代間交流、講演会など）

2 市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域住民が活動を取り組みやすくするための相談・支援、条件整備に努めるものとする。

(実施回数)

第6条 活動の実施回数については、原則年6回以上かつ1回あたりおおむね2時間以上実施することとする。ただし、1回の開催につきおおむね5名以上の参加とし、複数のグループが合同で開催することもできる。

(実施場所)

第7条 事業の実施場所は、公民館、集会所、社寺、民家などとし、参加者が徒歩で通える範囲で、気軽に立ち寄れる場所とする。

(設置申請)

第8条 サロンを設置しようとするものは、「ふれあい・いきいきサロン新規設置申込書」を提出し、本会会長が指定する。

(保険)

第9条 サロンの運営に関わるボランティア並びに参加者は、「サロン保険」に加入し、費用は本会が負担する。

(秘密保持)

第10条 サロン運営にあたっては、個人のプライバシーの保護に努めることとする。

(助成金)

第11条 年間66,000円を上限に予算の範囲内で助成することができる。(通常サロン@2,000円は年間30回まで助成対象とする。実績の平均人数が30人以上のサロンには1回の活動につき@1,000円を上限の範囲内で上乗せする。野外サロンとしての@6,000円はバス借上げ代・運転手謝礼等交通費として年間1回まで助成対象とする。) その他必要とする費用の一部を、予算の範囲内で本会が助成することができる。

ただし、他助成団体から助成が決定した場合または、報告内容が本要綱の規定に反すると認められるときには、その内容に応じて、助成金の一部または全額を交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金を申請しようとするものは、「ふれあい・いきいきサロン事業計画書」を本会に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第13条 助成金の交付の決定を受けたものが前条に掲げる書類の記載事項に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ本会会長の承認を受けなければならない。

(事業報告)

第13条 指定を受けたサロンは、当該事業が6ヶ月経過する毎に実績報告書兼助成金申請書により、本会会長に報告する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。